

申請者用

浄化槽設置整備事業について  
(補助金申請に当たっての注意事項)

令和6年4月

香 美 市 環 境 課

## 浄化槽補助金申請者の皆様へ

平素は、香美市の環境行政の業務推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この冊子は浄化槽補助金制度をご理解していただくために、この制度をご利用される皆様を対象として作成しました。

この冊子には、補助金制度への予約の申込みから補助金の受け取りまで、申請者の方が特に注意しなければならないことをまとめておりますので、申請の際は熟読していただき、補助金を有効に利用していただければ幸いです。

平成 31 年度より国の補助基準が厳しくなり、浄化槽法 7 条(設置後検査)及び 11 条 (年 1 回検査) を受けない者に関しては補助金の返還を求められる可能性がありますので、検査及び適正な管理 (保守・清掃) 等を必ず行ってください。

これら保守点検に関する法令を遵守しない方につきましては、補助申請を行わないようお願いします。

また、浄化槽補助金制度を利用される際、申請に係ること全てを業者に任せられたため、申請書類や工事の不備等により補助金制度が使えなくなった事例もございますので十分ご注意ください。

この冊子内容についてご不明な点があれば、環境課までご連絡ください。これからも一層のご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

※補助金を利用するにあたって

補助金を利用される場合は、市役所に予約申込書を提出してください。

利用できる期間については、補助金の交付決定のあった日から翌年 3 月 15 日までの期間に浄化槽の施工を完了し、実績報告書を提出していただくことが条件となります。

(例 令和 6 年度の場合 補助金の交付決定があった日～令和 7 年 3 月 15 日まで)

※ 上記の期間を超える場合（補助金申請から実績報告書提出までが 3 月 15 日を超える場合）は、その年度の補助金を利用することはできません。補助金取下げの手続きが必要となりますので、事前に環境課にご連絡ください。

補助金の金額について、令和 6 年度は以下の金額を予定しています。

5 人槽・・・332,000 円（建築床面積が 130 m<sup>2</sup>以下の場合）

7 人槽・・・414,000 円（建築床面積が 130 m<sup>2</sup>を超す場合）

10 人槽・・・548,000 円（二世帯住宅の場合等）

※ 人槽の考え方は、上記の面積要件ではありません。実際の使用人数を考慮し、各関係機関と協議の上、実情にあったものを設置してください。

また、その場合は実際に設置した人槽に応じての補助金額となります。

※ 規定の人槽より大きな浄化槽を付けた場合でも、上記の規定分の補助金になります。また、家の一部が店舗となる場合は、算定の基準が変わってきますので、ご連絡ください。

※ 補助金の金額は上限であって、実際の工事金額が補助金を下回る場合にはその工事金額までとなります。

※予約申込みにあたって

予約申込書は、必ず補助金を受ける方が記入して提出してください。また設置箇所、設置時期等、記載内容はできるだけ正確な内容を記載してください。

なお、床面積変更等により人槽が変わり、補助申請額が増額になった場合には、予算の都合上、補助金を増額できない場合がありますのでご注意ください。

予約の募集時期は原則として年 1 回、募集期間は募集開始から約 2 ヶ月（例令和 6 年度の場合、令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日）としていますので、その期間内に提出してください。募集時期については、香美市広報及び香美市ホームページでお知らせします。

また、募集期間以降における浄化槽の申請については、残り基数に余裕があれば予約及び申請を随時受け付けます。なお、募集期間中の予約が予定基数を

上回った場合は抽選となりますので予めご了承ください。

予約の枠が確保できた場合は、その旨ご通知します。また、抽選から外れた場合、また予定基数を超えた後に補助金を希望する場合はキャンセル待ちとなります。キャンセルが出次第、順次ご連絡するようにしますので併せてご了承ください。

#### ※補助金交付申請書の提出にあたっての事前準備

補助金申請書ですが、その前に浄化槽設置届出書を「保健所」に提出しておく必要があります。また、新築及び増築の場合は、建築確認を取っておく必要があります。

#### ※補助金交付申請にあたって

補助金申請書は、原則として施主本人が提出するものですが、手続きが複雑なために書類作成を業者の方に委託する場合があります。しかし、提出書類に不備がある場合は、補助金の交付が受けられなくなりますので、提出前に書類の内容を必ずご確認ください。手続き等を代理人（浄化槽メーカー、浄化槽工事業者等）に委任する場合は委任状が必要ですので、委任状のご提出をお願いします。

ここでは、申請にあたっての注意点を抜き出して記載していますので、申請書類等を確認する際に参考にしてください。（内容について詳しくお知りになりたい場合は、『香美市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱』等がありますので環境課にお問合せください）

なお、申請に必要な書類の一覧は資料の欄に載せてあります。

##### ①浄化槽設置配管計画図

まずどのような配管がされているか、配管図を確認してください。主たる配管は後々の維持管理を容易とするため可能な限り床下を通らないようにしてください。やむを得ず床下配管が必要な場合は近くに床下点検孔が必要となります。点検孔の位置等は施工業者（又は建築業者）と話し合ってください。

##### ②その他の添付書類

「その他市長が必要と認める書類」として、市区町村納税証明書と県税納税証明書を付けていただく必要があります。市区町村納税証明書は各市区町村によって証明の方法等が違いますので、各々の市区町村で相談してください。（香美市の場合は、香美市税務収納課で「滞納の無い証明書」をもらってください。その他市町村の場合は、住民税・国保税等が記載さ

れている「滞納の無い証明書又は納税証明書(当該年度を含まず2年以上)」  
をお願いします。納税額の記載は特に必要ありません。

県税の納税証明書は、高知県以外にお住まいの場合も高知県の納税証明書が必要です。高知県内の県税事務所へお問い合わせください。

③その他の注意点（昭和63年10月27日衛浄64号厚生省通知による）

放流先が管理者の存する水路で、その管理者から水路の占用許可を得る必要がある場合や水路の管理者から法令に基づく協議が求められた場合等には法令上の手続きをしてください。例として土地改良法第56条（土地改良区の協議請求）、道路法第32条（道路の占用の許可）、河川法第26条（工作物の新築等の許可）等があります。具体的には農業用の用排水路、道路側溝、私設水路等で香美市の場合は特に土地改良法第56条に属する農業用の用排水路へ放流される場合が多いと思われますので特にご注意ください。これらの手続きをされた場合は許可書の確認をさせていただきますので予めご了承ください。

※ 交付申請の内容等の確認後、お手元に「浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書」が届きます。なお、交付決定が下りるまで、浄化槽設備工事をしてはいけません。交付決定前に工事をされた場合、不交付決定（補助金取消）となる場合がありますので十分ご注意ください。

申請の日から交付決定日まで申請書類の確認や審査・決裁のため一週間程度を要しますので、着手日まで十分余裕をもった交付申請をしてください。

※工事にあたって

工事中に工事内容が交付申請と異なる内容になる場合や補助対象期間を越す場合は事前に環境課にご連絡ください。

また、施工そのものに不備がある場合や、下記の実績報告書関係で不備がある場合は、施工のやり直しや交付決定が取消しになる場合がありますので、十分ご注意くださいと共、個人で申請される場合は施工業者に浄化槽補助金制度による申請を行っていることを必ず伝えてください。

※実績報告書提出から検査にあたって

工事終了に基づいて、実績報告書を提出していただいた後に現地の検査となります。検査には、施主、浄化槽設備士の立会いが必要となります。

実地検査では、主に次の確認をします。

- ①申請の際に設置届の内容と同等の浄化槽を設置しているか。
- ②浄化槽がきちんと動作しているか。

- ③配管が図面通りに接続されているか。
- ④配管にゆがみがないか。
- ⑤維持管理の契約がきちんと行われているか。

実地検査を行う前に、管理契約された維持管理の最初の点検を行ってください。（最初の点検を行っている場合、浄化槽の近くに銀色の維持管理点検表が張られます。）また、検査の際に配管のゆがみ等、今後の使用に問題点がある場合は工事のやり直しをしていただくことがあります。

#### ※補助金の支払いについて

検査が無事済みですと、お手元に「浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書」が届きますので、その後「浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書」を市役所に提出してください。お支払いは、口座振込となります。なお、振込先は、補助金申請者の口座となります。

#### ※補助金支払い後について

浄化槽の維持管理及び7条検査、11条検査を必ず受けてください。また、浄化槽補助金を受けた浄化槽が何らかの理由により譲渡することが起きる場合は、「譲渡等届出書」を必ず提出してください。

なお、「譲渡届出書」の提出が無い場合、また7条及び11条の検査を受けられていない場合については、補助金の返還をしていただく場合があります。

#### 参考

##### ※ 7条検査

浄化槽使用開始後、3ヶ月を経過してから5ヶ月以内に行う、浄化槽が適正に設置されているか確認する検査

##### ※ 11条検査

毎年1回、保守点検及び清掃が適正に実施されているか確認する検査

7条、11条検査の詳細につきましては、高知県環境検査センターにお問い合わせください。

# 資 料

補助金交付申請書添付書類一覧

補助金実績報告書添付書類一覧

## ※補助金交付申請書添付書類

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理表C表
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽工事請負契約書の写し
- (7) 対象家屋を借りている者は、賃借人の承諾書
- (8) 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し（昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、国土交通大臣及び厚生労働大臣の指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」の終了証書の写し）
- (9) その他市長が必要と認める書類  
（特に、集合合併処理浄化槽にあつては、事前に指示を受けること。）

※添付書類として市区町村納税証明書と県税納税証明書（滞納のない証明書）を提出していただきます。

※放流先が管理者の存する水路で、各々法令上の手続きをされた場合は許可書の写しを添付してください。なお、許可書の写しがない場合は、添付資料として別紙誓約書を提出していただきます。

- (10) 委任状（手続き等を代理人に委任される場合）



## ※補助金実績報告書添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士（昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、厚生大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。）を明らかにする書類を添付すること。）  
（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類を添付すること。）
- (2) 浄化槽法定検査申込書
- (3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細及び支払金領収書の写し
- (4) 次の浄化槽設置工事写真一式（衛浄第8号通知の別紙の1による。）
  - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
  - イ 基礎工事費の状況を示す写真
  - ウ 据付工事の状況を示す写真
  - エ かさ上げの状況を示す写真
  - オ その他別に定める写真
- (5) 平成元年2月8日付け衛浄第8号通知の別紙の別表チェックリスト（当該工事担当浄化槽設備士（昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」を受講した者に限る。）が署名捺印し自ら工事の確認を行ったことを証するもの。）
- (6) 浄化槽設置配管完了図
  - ア 浄化槽本体
  - イ 流入、放流管渠の配管及び弁の位置
  - ウ 敷地及び住宅の間取り図
- (7) 生コンクリートの納品の写し
- (8) その他市長が定める書類

令和6年4月改訂

香美市役所環境課  
電話 0887-53-1063